

■2023 年度 A 日程 法曹コース特別選抜入学試験・一般入学試験
法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

最決昭和 55 年 11 月 13 日（刑集 34 卷 6 号 396 頁）を念頭に作成した問題であり、A との関係では、保険金詐取目的がある場合の傷害行為に対する被害者の同意の有効性につき問うものである。甲は A と事故を装い、保険金を騙し取る目的で A 車に衝突するとの計画を立て、これを実行している。A を傷害する目的で行為し、実際に怪我を負わせている以上、傷害罪の構成要件該当性は認められるであろうが、傷害の結果発生を法益主体たる A が自ら提案している以上、要保護性が欠け、傷害罪は成立しないのではないかという点が問題となる。

上記昭和 55 年最高裁決定では「単に承諾が存在するという事実だけでなく、右承諾を得た動機、目的、身体傷害の手段、方法、損傷の部位、程度など諸般の事情を照らし合わせて決すべきものであるが、本件のように、過失による自動車事故であるかのように装い保険金を騙取する目的をもって、被害者の承諾を得てその者に故意に自己の運転する自動車を衝突させて傷害を負わせた場合には、右承諾は保険金を騙取するという違法な目的に利用するために得られた違法なものであって、これによって当該傷害行為の違法性を阻却するものではないと解するのが相当」とされており、この点を意識しつつ解答することが求められる。しかしながら、この A 自身が甲による傷害に同意しているという点を意識することなく、過失運転致傷罪や危険運転致傷罪の成立を認めた答案が相当数あった。

B に生じた傷害については、甲には B の存在が認識されていなかったために傷害の故意が認められるか否かが問題となる。つまり想定外の客体に侵害が生じたといういわゆる方法の錯誤について検討して欲しかったところであるが、特段の理由付けなく傷害罪の成立を認めているものが相当数あった。

なお、詐欺罪の成立を認めている答案が散見されたが、中でも、具体的な行為を特定することなく詐欺の着手があったと認定しているもの、欺罔行為や交付行為等、個別の要件の検討がないままに唐突に詐欺既遂を認めるものなど、犯罪成立に関する基本的知識が欠如している印象を受けた。

全体として、各犯罪の個別の要件の意義を考慮することなく、漫然と犯罪成立を認めるような答案が目立ち（例えば、危険運転致傷罪の成立を認めた答案の場合、問題文上の事実関係のどの点を「危険運転」と認めたのかが不明であった。条文を確認すれば、この罪の成立には非常に細かい要件が必要であることは一見して分かるはずである）、試験中、六法の参照が認められているにもかかわらず、そういった作業を怠った受験生が相当数いるという事実は大変残念であった。

以上